

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和7年5月29日（木） 午後1時30分から午後4時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
阿久津正晴，太田啓文，蛭田清人
  - (2) 執行機関  
長谷川昌人，丹治雅人，鯉渕覚，立石忠一郎，青木昌弘，鬼澤香枝，鈴木美和，  
嘉成将大，小沼容子，畑岡正彦，折本秀明，武田良樹，江幡和也，遠藤康通，  
川端謙吾，佐藤誉幸
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 格付工種の落札状況について（非公開）
  - (2) 令和6年度下期の契約状況について（非公開）
  - (3) 令和6年度下期抽出案件審議（8件）（非公開）
- 6 非公開の理由  
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（8件）一覧
  - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 格付工種の落札状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の落札率について、水道が令和5年度に比べて令和6年度が下がっている要因はどのように分析しているか。</li> <li>・電気・管の落札率が上がっている要因はどのように分析しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な傾向として、最低制限価格や低入札調査基準価格のラインを狙った入札が増えているためと分析しています。</li> <li>・業者数が少ないことと、昨今の資材価格の高騰のためと分析しています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>1 水戸駅北口ペDESTリアンデッキ橋脚補強及びスロープ改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別簡易型総合評価方式とは何か。</li> <li>・特別簡易型総合評価方式を採用した理由は何か。</li> <li>・予定価格の積算の根拠は何か。</li> <li>・落札率が100%の理由は何か。</li> <li>・若手又は女性技術者の配置があるかないかで1点違うのは、工事成績評定の配分と比べてアンバランスではないか。</li> <li>・配点方法は一般的なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市では国の基準に準じて4つの総合評価制度方式の種類を設け、その中でも施工計画書までは求めないものが特別簡易型となります。</li> <li>・落札価格が低価格であることだけでなく、社会的要素も踏まえ総合的に優れた業者を選ぶためにこの方式を採用しています。</li> <li>・県の基準書や共通の単価表に基づいています。それにはないものは見積りを徴取した上で単価を決定し、積算しています。</li> <li>・現場の状況が水戸駅前という、安全性や施工条件が極めて悪い箇所での施工ということから、公表されている予定価格を入札額としたと推測されます。</li> <li>・配点1点は、ほかに防疫や地域ボランティアの実績などがあります。若手又は女性技術者の配置は、建設業界全体の担い手不足を補うために、大きなウエートを占めると考え、水戸市として1点としています。</li> <li>・茨城県や国土交通省の実例を参考に配点等を決めております。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>2 身体障害者生活支援施設いこい給湯設備改修工事について</p> <p>4 身体障害者生活支援施設いこい給湯設備改修都市ガス設備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無効，失格になった理由は何か。</li> <li>・辞退者が多い要因として考えられるものはあるか。</li> <li>・予定価格を約 10% 下回って最低制限価格で失格になるのは，価格の幅が狭すぎるのではないか。例えば，20% までは許容範囲とし，低入札価格調査のような形で本当に工事できるか調査した方が，より安い調達ができるのではないか。</li> <li>・ガス設備工事の施工及び供給において，ガス事業者は技術基準適合維持義務等の保安責任を負っているが，これを全うできる業者は，今回落札した業者以外にはいないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書未届けによる無効と最低制限価格を下回ったことによる失格です。</li> <li>・繁忙期に当たる 1 月末に行われた入札であるため，各社で技術者や作業員が不足しやすい時期に重なったことが要因の一つとして考えられます。</li> <li>・本市では，5,000 万円以上の工事に対して低入札価格調査制度を設けていますが，今回の案件はそれに該当しません。また，この基準価格は水戸市独自のものではなく，国のルールに則って算定しています。</li> <li>・本件の工事箇所は都市ガスが入っており，当該地域における都市ガスの供給元は，今回落札した業者のみとなっています。</li> </ul>
<p>3 水戸市立妻里小学校仮設校舎賃貸借について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の設計金額の確定作業はどのように行うのか。</li> <li>・見積額を高く出されると，それに伴い予定価格が上がるのではないか。それならば，見積を複数社から求めるなどの工夫があったほうがよいのではないか。</li> <li>・業者は，随意契約の場合，それ程安く見積る必要はないだろうと考えるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のようなリース契約及び各社のユニット建築物への積算は水戸市独自で積算できないものなので，業者から見積を徴取しています。その見積に対して査定をかけて，設計価格としています。</li> <li>・入札の場合は複数社から見積を徴取しています。随意契約においては相手方から見積を徴取し査定をかけています。</li> <li>・今回は落札率が 100% ですが，過去には落札率が 100% 以下の事例もありました。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初，6社で指名競争入札を実施して，入札者がいなかった際の予定価格はいくらか。</li> <li>・この予定価格は複数社から見積をもらって算定したはずだが，その中に随意契約を結んでいる業者は含まれていなかったのか。なぜ不調になったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税抜き1億7,375万円です。</li> <li>・最終的に随意契約した業者は含まれています。 見積徴取の際は，最低見積業者の金額を参考にしますが，その業者が1回目の入札時に辞退したため不調になりました。その後，2回目の入札を執行するためにヒアリングを実施しましたが，その結果，当初の参考金額では价格的に合意に至らなかったため，再度見積徴取を行い，随意契約となりました。</li> </ul>
<p>5 水戸市立緑岡小学校長寿命化改良実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格をどのように積算したのか。</li> <li>・最低制限価格は，委託と工事とでは設定の割合が異なるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が示している積算基準に基づき，案件の難易度や諸条件を勘案して予定価格を積算しています。</li> <li>・国の基準に基づき，委託と工事それぞれについて所定の範囲に収まるよう設定しています。</li> </ul>
<p>6 流域関連下水道逆川第3処理分区枝線(1-3工区)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回，非常に僅差の入札で落札者が決定することとなった。価格以外の点でどのように落札者を決定するルールとなっているのか。</li> <li>・総合評価では必ず入札金額と価格以外の評価により落札者を決定するのか。</li> <li>・最終的な値を見ると，配置予定技術者の施工経験や企業の施工実績の点数が高いJVが，若手又は女性技術者の配置がないことでその差を縮められている。技術面の方が評価されてもよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価点を算出し，それを入札金額で割り，評価値を計算します。評価値が最も高い者が落札者となります。</li> <li>・その通りです。</li> <li>・御指摘のとおり部分もございますが，若手又は女性技術者の配点については，国・県を含め担い手不足の解消への期待があります。 また，総合評価は，本市において実績がまだ積み上がっていないため，今後，調査していきたいと考えています。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合冊という制度は、別の工事を同一区域だからまとめて入札するという制度でよいか。</li> <li>・上下水道局と水戸市との工事は合冊はできないのか。</li> <li>・今後は合冊が増加する見込みか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。合冊により入札の競争の原理を働かせるために適用しています。</li> <li>・同一工種の場合は合冊を認めております。</li> <li>・会計単位が異なり、制度上あるいは技術的に困難な部分があるため、随意契約とすることがあります。 一方で、上下水道局の同じ会計単位の中では案件が重なる場合は合冊にするよう制度を運用しています。</li> </ul>
<p>7 国補公共下水道新荘第1排水区貯留施設付帯工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の評価項目で、工事成績評定が1.3点で、満点が3点とすると半分以下である。この点数の業者が落札することについてどのように考えるか。</li> <li>・案件6と7は5日間しか工期がない。これは実際には契約を更新して年度をまたぐのか。</li> <li>・3月15日までという工期もあれば、3月31日までの場合もある。この理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事成績評定の標準点を下回っている者は参加することができないので、一定の評価を持った者が参加しているという仕組みとなっています。</li> <li>・記載の期間で契約を行い、標準工期に合わせて工期延長をしていきます。</li> <li>・基本的には完成から14日以内に検査を実施するため、単年度主義であることや会計の都合上、当初は3月15日で設定することが多くなっています。しかし、年度末が近づくと、その中で繰り越しが想定されるものについては工期が変わってくる場合があります。</li> </ul>
<p>8 配水管布設替工事(第32号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約はどのように見積合わせを行うのか。予定価格があらかじめあり、業者が第1回目の価格を提示したが、予定価格に達していない場合は、第2回目の価格を提示するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の場合、予定価格は事前公表しておりません。見積合わせで見積書を提出してもらい、予定価格を超えていた場合は、再度見積書を提出してもらい、予定価格を下回っていればその場で決定という流れになります。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費調整額が約150万円減額となっているが、これは何を減額したのか。</li> <li>・今回排水管の布設替えを行う理由は何か。</li> <li>・随意契約の相手方選定の理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の案件の場合、積算の基準に基づき一般管理費が調整対象になっています。又、随意契約となるので、元工事の請負比率による調整結果も反映されています。</li> <li>・区画整理事業に伴う支障移設です。</li> <li>・現場の進捗に合わせて施工していく必要があるため、本体工事の受注者としていきます。</li> </ul>